

福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金交付事業取扱要領

(趣旨)

第1条 県は、県内の産業資源循環に携わる事業者の資質の向上、産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業務を担う人材や、優良な事業者を育成する事業を行うために要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）、福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、「産業廃棄物処理業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項、法第14条第6項、法第14条の4第1項又は法第14条の4第6項の許可を福島県知事（福島県内の中核市の長を含む。）から受けている事業者をいう。

2 この要領において、「補助事業者」とは、県からの補助を受け、福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金交付事業を行う者をいう。

3 この要領において、「交付申請者」とは、補助事業者から補助金の交付を受け、本事業を実施する者をいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 講習会等の受講により業務に必要な知識の向上を図ろうとする事業（以下「人材育成等支援事業」という。）。
- (2) ISO14001、エコアクション21、事業の透明性の基準適合証明の審査・認証・登録に要する費用へ補助する事業（以下「優良認定事業者育成事業」という。）。

(補助金対象事業の完了時期)

第4条 補助金対象事業の完了時期は、原則として補助金交付年度中でなければならない。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、第3条の補助対象事業を行う産業廃棄物処理業者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 人材育成等支援事業の交付申請をするものにあつては、県内に事業所を有する産業廃棄物処理業者。
- (2) 優良認定事業者育成事業の交付申請をするものにあつては、県内に事業所を有し、優良事業者の認定申請を予定する産業廃棄物処理業者。
- (3) 県税の未納がないこと。

（補助金の対象経費等）

第6条 補助金の対象となる経費は、別表1に定める対象経費のうち、別表1に定める補助率を掛けて得た額の合計とする。

（補助金の交付申請）

第7条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式（補助金交付申請書）を補助事業者に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付を受ける補助金対象事業は、補助金の交付申請年度に着手し、又は着手するもので、交付申請時に完了していないものとする。

（補助金の交付の決定）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を決定したときは、第2号様式（補助金交付決定通知書）により交付申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 交付申請者は、事業内容を変更しようとするときは、第3号様式（補助金変更交付申請書）を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

2 交付申請者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、第4号様式（中止（廃止）承認申請書）を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

（交付申請の取り下げ）

第10条 交付申請者は、第8条による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の取り下げを行うときは、第8条による交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までに、その旨を記載した書面を補助事業者に提出しなければならない。

（完了実績の報告）

第11条 交付申請者は、事業が完了したときは、第5号様式（完了実績報告書）を補助事業者に提出しなければならない。

2 前項の報告は、原則として、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月20日のいずれか早い日までに行うこととする。

（補助額の確定）

第12条 補助事業者は、前条の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第8条の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第6号様式（補助金額確定通知書）により交付申請者に通知するものとする。

2 前項の確定通知は、確定した額が第8条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

（補助金の支給）

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定後に、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合。
 - （2） 規則又はこの要領並びに関係法令に違反する行為があった場合。
- 2 補助事業者は、前項の取消しを決定したときは、第7号様式（交付決定取消通知書）により交付申請者に通知するものとする。

（報告及び調査）

第15条 交付申請者は、第14条第1項各号に該当するときは、すみやかに補助事業者に報告しなければならない。

- 2 知事及び補助事業者は、必要があると認めるときは、交付申請者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。
- 3 交付申請者は、前項の報告及び調査に協力しなければならないものとする。

（会計帳簿等の整備等）

第16条 交付申請者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（書類の提出）

第17条 この取扱要領により交付申請者が補助事業者に提出する書類は、2部（正本1部、副本1部）とする。

（その他）

第18条 補助金の交付等に関しては、この取扱要領によることとし、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月21日から施行する。

この要領は、令和7年10月24日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

補助対象内容				
No	補助事業の種別	補助対象経費の内容	上限件数	補助率
1	人材育成等支援事業	別表 2 の補助対象講習会等に対し、人材育成等支援事業の実施に必要な経費のうち、講習会受講料・受験料。ただし、上限を 6 万円とする。	4 5 件 (内訳は別表 2 のとおり。)	2 / 3 以内
2	優良認定事業者育成事業	別表 3 の優良認定事業者育成事業の実施に必要な経費のうち、審査・認証・登録に要する費用。ただし、上限を 2 0 万円とする。	6 件	1 / 2 以内

別表 2（第 6 条関係）

補助事業講習会等一覧		
主催団体	補助対象講習会等名称	上限件数
公益社団法人 全国産業資源循環連合会	産業廃棄物処理実務者研修会 (e ラーニング)	1 5 件
	産業廃棄物処理現場業務研修会 (e ラーニング)	1 0 件
	産業廃棄物処理検定	1 0 件
一般財団法人 日本環境衛生センター	産業廃棄物処理施設技術管理者講習 基礎・管理課程	5 件
	産業廃棄物処理施設技術管理者講習 管理課程	5 件

別表 3（第 6 条関係）

優良認定事業者育成事業補助一覧	
	優良認定事業者育成事業補助対象経費
ISO 14001	国際標準化機構が定めた規格第 14001 号に適合している旨の認証に要した経費のうち、審査登録機関へ支払う次の経費（消費税及び地方消費税並びに助成金等が充てられた経費又は助成金等が充てられる予定のある経費を除く。）ただし、交付申請者がその対象組織について最初に受けた認証・登録で、かつ過去に優良認定事業者育成事業を受けたことがないものに限る。 ①申込料 ②文書審査経費 ③予備審査経費 ④本審査経費 ⑤登録料
エコアクション 21	一般財団法人持続性推進機構による認証・登録に要した経費のうち、審査人に支払う審査（旅費（交通費及び宿泊料）を除く。）及び認証・登録に係る経費（消費税及び地方消費税並びに助成金等が充てられた経費又は助成金等が充てられる予定のある経費を除く。）ただし、交付申請者がその対象組織について最初に受けた認証・登録で、かつ過去に優良認定事業者育成事業を受けたことがないものに限る。
事業の透明性の 基準適合証明	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が提供している適合証明サービスの申込みに要した経費のうち、利用料金に係る経費（消費税及び地方消費税並びに助成金等が充てられた経費又は助成金等が充てられる予定のある経費を除く。）ただし、交付申請者がその対象組織について最初に申し込んだ利用料金で、かつ過去に優良認定事業者育成事業を受けたことがないものに限る。